

# 委託業務仕様書

## 1 委託業務名

テレビを活用した関西圏への情報発信事業

## 2 業務目的

関西圏からの誘客促進を図るため、同圏域においてテレビ番組を活用した美作地域の観光情報を発信する。

## 3 業務内容等

関西圏（特に京阪神）においてテレビ番組を通じた魅力発信に係る以下の業務を実施すること。

※ここでいうテレビ番組とは、大阪府、京都府、兵庫県の在住者が主に視聴できる地上波テレビ番組を指す。

- (1) 年間を通して30分以上の放送時間とすること。なお、放送時間はCM部分を除いて合計で30分以上とする。
- (2) 番組の形式は問わず、特別番組、既存番組どちらとしても構わない。
- (3) 放送回数は2回以上とすること。
- (4) ターゲットとする視聴者層は40代以上の関西圏居住者とすること。
- (5) 美作三湯を中心とした観光地を紹介することで、美作地域の認知度向上及び誘客促進につながるものとする。
- (6) 最低1回は令和7年8月29日～12月7日を会期とする「美作三湯芸術温度2025」を紹介すること。
- (7) 上記(1)～(6)を踏まえ、各社独自に創意・工夫を盛り込んだ具体的な企画提案をした場合は、評価の対象とする。
- (8) 制作は、受託者が担当する。この制作とは、企画立案・調査・ロケーション・撮影・編集などテレビ番組の制作に必要な全ての作業を含む。
- (9) 受託者は、番組の制作に当たっては、美作県民局及び取材先等と適宜打合せを行い、情報収集を行うものとする。
- (10) 企画及び制作に関する細部については、必要に応じて美作県民局と受託者との両者による打ち合わせを経て決定するものとする。
- (11) 番組制作に係る関係団体等に対する取材・撮影等の協力依頼及び調整については、受託者が行うものとし、美作県民局は受託者の業務の遂行に協力するものとする。
- (12) 美作県民局は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 5 委託限度額

7,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

## 6 成果物等

- (1) 放送した番組録画媒体（DVD等）を美作県民局へ1部納品すること。
- (2) 番組放送後、受託者は視聴率（当該番組の前後に放送した番組の視聴率を含む）を把握し、美作県民局に報告すること。視聴率については、可能な範囲で視聴者の性別・年齢・職業等について分析を行うこと。

## 7 二次使用

番組の放送終了後、放送内容を二次使用する場合、評価の対象とする。

(二次使用の例)

- ・放送内容を再編集し、別の番組において放送
- ・自社のアプリケーションや動画配信サイト YouTube 等での動画配信

## 8 業務に係る留意点

- (1) 業務の実施に際して知り得た事実又は個人情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 業務の実施に当たっては、美作県民局の指示に従うこと。
- (3) 番組の制作及び放送に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うこと。

## 9 その他

- (1) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、美作県民局と受託者は相互に連絡を密にすること。
- (2) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、その都度美作県民局と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (3) その他、業務の実施過程において業務内容に疑義が生じた場合は、美作県民局と受託者との間で誠意を持って協議し、決定する。